

「港湾請負工事積算基準」に係る令和3年度標準賃金について

① 潜水士(ダイバー)標準賃金

(円/日)

潜水深度	標準賃金
10m未満	<49,500>
10~20m未満	<53,100>
20~30m未満	<56,700>
30~40m未満	<60,400>

注) 標準賃金の内訳は、基準内給料(基本給及び諸手当)、通勤手当、賞与、退職金等である。

潜水士補助員は、潜水士(ダイバー)に準じる。

上廻り員は、令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価の潜水送気員に準じる。

<山括弧書き>は、特別措置によりコロナ禍の影響を考慮した単価を示している。

② 船舶及び機械製造修理請負工事積算基準の標準賃金

(円/日)

名称	標準賃金
船舶製作工	<26,200>

注) 標準賃金の内訳は、基準内給料(基本給及び諸手当)、通勤手当、賞与、退職金等である。

<山括弧書き>は、特別措置によりコロナ禍の影響を考慮した単価を示している。